

### 第3節 森林等の公益的機能の維持確保

#### 1 森林環境の保全（三重の森林づくり）

##### 1-1 森林の保全・育成

森林は、木材の生産だけでなく、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を発揮することによって、私たちの暮らしを支えています。

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林を生産林と環境林に区分し、生産林では、林業生産活動を通じて森林の整備を促進し、また、環境林を公共財として位置づけ、針葉樹と広葉樹が混交した森林を造成するなど、公益的機能の高度発揮をめざした森林整備を進めました。

##### (1) 森林計画制度の適正な運営

森林の持つ公益的機能を有効に発揮させるため、県内を表2-3-1のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した10年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など、森林の質的充実を図っています。

また、計画を適正に推進するため、伐採届出制度の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者等が樹立する森林経営計画の作成を促進しました。

表2-3-1 森林計画区

森林計画区名	包括区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡、度会郡
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

##### (2) 林業担い手の育成等

地域林業の担い手を育成・確保することを目的に、高校生の林業職場体験研修や新規就業者向け林業講座「もりびと塾」（林業体験コース）を実施

したほか、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携した就業・就職フェアを開催しました。

また、林業従事者の技術力向上、ステップアップを目的に、高性能林業機械の操作研修や架線集材に必要な技術研修および林業講座「もりびと塾」（林業リーダー育成コース）を実施しました。

さらに、林業事業者が作成する事業の合理化や雇用環境の改善をめざした改善計画の認定（表2-3-2）、安全衛生指導員の養成や巡回指導、特殊健康診断の支援など、雇用環境の整備を進めるとともに、林業経営等を推進する活動を行っている林業研究グループ（表2-3-3）の取組の支援や木の駅プロジェクト等の進展に向けた自伐林型林家の研修会を実施しました。

表2-3-2 三重県認定林業事業者数の推移

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
事業者数	51	50	51	54	51	49	48	47	46	46

表2-3-3 三重県内の林業研究グループ（平成28年8月現在）

組合員	13団体
会員数	241名

##### (3) 多様な森林の造成・整備

戦後の荒廃した森林の復旧と、増大する木材需要に対応するため、スギ、ヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約22万haに及ぶ人工林が造成されました。これらの人工林では、資源の充実のためだけでなく、森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況の中、森林を生産林と環境林に区分し、環境林においては「森林環境創造事業」をはじめとする環境林整備事業を686haで実施し、公益的機能の高度発揮をめざした、多様な森林づくりを進めました。

第2章 基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」の実績

(4) さまざまな主体による森林づくりの推進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、活動場所の確保や情報の提供、森林づくり団体の交流等を進めています。平成28(2016)年度は、新たに2か所の森林で「企業の森」協定を締結しました。

(5) 「三重の木を使おう」県民運動の展開

暮らしの中で県産材の利用を拡大するため、県内で開催される各種イベントに参加し、親子を対象にした「木工教室」を3回開催したほか、県内で製作される木製玩具を「ミエトイ」と位置付け、それを体験できる場として「ミエトイ・キャラバン」を県内各地で23回開催するなど、県産材にふれる機会の増大、県産材の利用と森林づくりの関係について広く県民にPRを行いました。

(6) 保安林の整備・管理

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する本県では、大変重要な役割を果たしています(表2-3-4)。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の34%にあたる125,201haを指定し、森林の適正な保全・管理に努めています(図2-3-1)。

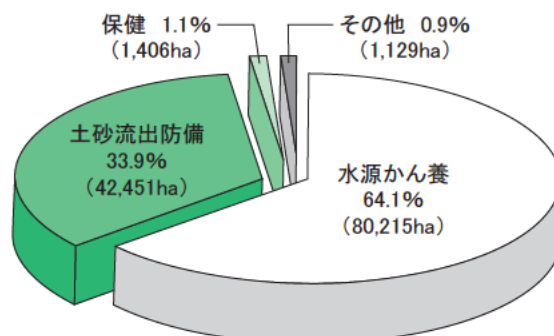


図2-3-1 保安林の状況 (平成28年度末)

(7) 林地開発許可制度による指導

昭和49(1974)年の当制度創設以降に許した林地開発の総件数と総面積は、580件、7,425ha(平成28(2016)年度末)に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の探掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進む中で、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めました(表2-3-5)。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池等の防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう指導しました。

表2-3-4 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林
安らぎと涼しいおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

表2-3-5 林地開発許可の状況 (平成28年度)

開発目的	件数	面積 (ha)
工場・事業場用地	16	124
宅地造成	—	—
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	1	5
その他	1	2
計	18	131

昭和49年から平成27年度末までの林地開発許可の実績は別途資料編を参照してください。

2 農地環境の保全

2-1 農地保全活動の推進

農村地域において、多面的機能支払や中山間地域等直接支払などを活用した多様な保全活動を促進し、農地の持つ多面的機能の維持増進を図っています。

2-2 農地の保全・整備

(1) 環境保全型農業の推進

平成26(2014)年3月に第2期として策定した「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、生産現場において「食の安全・安心の確保をめざす生産管理」、「環境に配慮した持続可能な生産の普及拡大」を進めるとともに、これらの取組について、多くの県民の方の理解促進を図りました。

平成28(2016)年度は、「環境に配慮した持続可能な生産の普及拡大」の取組として、県内のJAを巡回し、産地部会や生産者への農薬使用の指導について情報交換を行い、農薬の適正使用を進めました。また、エコファーマーについては、水稲・野菜等を中心に、平成29(2017)年3月末現在で186(人・法人)が認定されています。

さらに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」に基づく「みえの安心食材」も、平成29(2017)年3月末現在で1,045件が登録されています(表2-3-6)。

表2-3-6 環境保全型農業の推進対策の実施状況  
(平成28年度)

区分	実施主体	内容
環境保全型農業の推進 指導・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 1,045件</li> <li>○ 環境保全型農業直接支援対策の推進</li> <li>○ 環境保全型農業推進コンクール</li> <li>○ 農業安全使用研修会開催(農業管理指導士育成ほか)</li> <li>○ 無人ヘリコプター安全防除対策研修会の開催</li> </ul>
技術支援	三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病害虫発生予察情報提供(ホームページ)</li> </ul>

(2) 農業の担い手の育成

近年、農業・農村においては兼業化・高齢化の進展から生産基盤の脆弱化が進みつつあり、農地の維持・管理に影響が生じていることから、新たな農業の担い手の確保・育成が必要となっています。

本県では、農地が保有している多様な環境保全能力を維持し、産業として自立する力強い経営体を育成するため、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、認定農業者等農業経営体の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、農業経営体数は2,307経営体(平成29(2017)年3月末現在)で、認定農業者等への農地集積面積は20,111ha(平成29(2017)年3月末現在)となっています。

平成28(2016)年度には、地域における認定農業者確保対策を支援するとともに、新技術の導入・普及や農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積推進を通じて、認定農業者等地域農業の担い手となる農業経営体を育成するための諸施策を実施しました。

(3) 耕作放棄地の解消

近年、農業従事者の高齢化の進展、農産物価格の低迷などにより、耕作放棄地等が増加する傾向が見られます。このような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断等周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。平成20(2008)年度からは、全市町が耕作放棄地全体調査を行っています。

また、平成21(2009)年度から、障害物の除去・肥料の散布や新規作物の導入などの取組による耕作放棄地の解消を進めています。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

家畜ふん尿については、家畜排せつ物法に基づき、適切に堆肥化処理された後、有機質肥料や土壌改良材として、耕種部門との連携により、適正量が農地還元されるよう推進しています。

また、尿や汚水等について農地還元が困難な場合には、適切な浄化処理を行った上で放流するよう指導しています。

2-3 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

三重県内における市民農園の開設状況は平成28(2016)年3月現在59か所が開設されています(表2-3-7)。

表2-3-7 地区別市民農園開設の状況  
(平成28年3月末現在)

	北勢地区	中勢地区	南勢地区	紀州地区	伊賀地区	計
市民農地法	3	4	3	1	2	13
特定農地貸付法	30	7	1	3	5	46

3 沿岸海域環境の保全

3-1 漁場の保全・改善

(1) 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾等の内湾域では、海域の貧酸素化、有害赤潮の発生などにより、天然、養殖水産物への悪影響が懸念される状況です。

このため、平成28(2016)年度も前年度に引き続き、代表的な内湾漁場の水質と底質を測定し、漁場環境の現状と長期変動を調査しました。また、漁業者を中心とする多様な主体が参画した活動組織(海面24組織、内水面5組織)による、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類などの食害生物の除去、河川流域の清掃等の環境保全活動を支援しました。

(2) 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊が毎年発生しています。

① 赤潮の発生状況

平成28(2016)年の赤潮発生件数は、昨年より1件少ない9件で、昭和54(1979)年以降最も少ない発生件数でした(表2-3-8)。また、赤潮による漁業被害は発生しませんでした。

ア 伊勢湾海域

赤潮の発生件数は0件、発生延べ日数は0日で、いずれも平成8(1996)年以降の平均値(9件、63日)を下回りました。

イ 志摩度会海域

赤潮発生件数は7件、発生延べ日数は50日で、いずれも平成8(1996)年以降の平均値(11件、101日)を下回りました。

ウ 熊野灘北部海域

赤潮発生件数は2件、発生延べ日数は10日で、いずれも平成8(1996)年以降の平均値(5件、33日)を下回りました。

表2-3-8 赤潮発生件数の推移

年	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
伊勢湾海域	6	11	4	9	12	3	9	3	2	1	0
志摩度会海域	14	9	8	10	10	10	12	15	12	8	7
熊野灘北部海域	2	2	5	4	1	7	2	7	4	1	2
県全体	22	22	17	23	23	20	23	25	18	10	9

② 油濁による漁業被害の発生状況

平成28(2016)年度においては油漏れなど油濁による漁業被害はありませんでした。なお、平成28(2016)年度も前年度に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

(3) 漁場環境の改善

本県の閉鎖性内湾では、生活排水等の流入に加え、長年の漁場行使等により、水質・底質などの漁場環境が悪化し、漁場生産力に種々の弊害が生じています。

貧酸素水塊の発生、赤潮の発生等を防止するため、平成28(2016)年度には、表2-3-9のような事業を実施しました。

表2-3-9 漁場環境の改善事業の実施状況(平成28年度)

事業名	事業内容	事業主体	実施場所
三重県の未来を紡ぎ繋げる漁業振興事業	汚泥浚渫	三重県	英虞湾

3-2 藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物資源の増大に大きな役割を果たしているほか、多様な生物の生息の場ともなっており、それら生物の作用等による水質浄化機能によって、海の浄化にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、本県においても減少しているため、藻場の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水の流入等により、漁場環境が悪化し効用が低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、平成28(2016)年度は、鳥羽磯部、古和浦、紀伊長島、尾鷲、熊野、紀南工区において藻場の造成および伊勢湾三期工区において干潟の造成をしました(表2-3-10)。

表2-3-10 藻場・干潟造成の実施状況(平成28年度)

事業名	事業内容	事業主体	実施工区
海女漁業環境基盤整備事業	藻場の造成	三重県	鳥羽磯部、古和浦、紀伊長島、尾鷲、熊野、紀南
伊勢湾アサリ復活プロジェクト推進事業	干潟の造成	三重県	伊勢湾三期

4 水循環・浄化機能の確保

4-1 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分にを行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成28(2016)年度には、森林の健全化を図るため間伐を計画的に実施するとともに、効率的な森林整備に資する林道事業や荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分しています。

(2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や河川環境を保全するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの整備を進めています。

(3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成18(2006)年4月から運用を開始しています。

4-2 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

(1) 宮川に望ましい河川流量の回復と対策

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成18(2006)年度以降、宮川ダムから毎秒0.5m<sup>3</sup>の放流が実施されています。

また、平成26(2014)年度以降、4月から9月までの期間において、粟生頭首工直下の流量が毎秒3.0m<sup>3</sup>を下回る場合に、宮川ダムから年間1,000万m<sup>3</sup>を上限に不足流量分を放流し、粟生頭首工直下で毎秒3.0m<sup>3</sup>の放流を確保する流量回復の取組が実施されています。

4-3 水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に2,150名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果を平成29(2017)年2月に「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として公表しました。